

1988年4月1日施行
2006年1月7日改定
2007年7月14日改定
2016年4月9日改定
2022年1月6日改定
2022年10月22日改定

日本放射光学会委員会関係規程

編集委員会規程

1. 編集委員会は、学会誌の編集と印刷出版を目的とする。
2. 編集委員会は、編集委員約20名よりなる。
3. 編集委員長は、編集担当幹事があたる。
4. 編集委員は、編集委員長によって、正会員の中から指名される。その任期は2年目の年度末までとする。ただし、重任を妨げず、重任の任期は1年とする。
5. 委員会に副編集委員長を置くことができる。副委員長は委員の中から委員長が指名する。
6. 編集委員の指名に際しては、放射光学に関連する各分野の委員によって編集委員会が構成されるよう配慮されなければならない。
7. 編集委員長は、定期的に編集委員会を招集する。また、特に必要と認めたときは、臨時編集委員会を招集することができる。
8. 編集委員会では次の業務を行う。
 - a. 会誌の編集方針、投稿規則、体裁などの検討
 - b. 執筆依頼原稿の題目、執筆者、原稿提出期限などの決定。
 - c. 投稿原稿について、その採否の決定。
 - d. 依頼原稿および投稿原稿の閲読担当者の決定。
 - e. その他学会の出版に関すること。

行事委員会規程

1. 行事委員会は、学術的会合に関して必要な事項を審議し、実行する。
2. 行事委員会は、行事委員約10名によりなる。
3. 行事委員長は、行事担当幹事にあたる。
4. 行事委員は、行事委員長によって、正会員の中から指名される。その任期は2年目の年度末までとする。ただし、重任を妨げず、重任の任期は1年とする。
5. 行事委員の指名に際しては、年会、講演会、講習会等を担当する委員および放射光学に関連する各分野の委員によって、行事委員会が構成されるように配慮されなければならない。
6. 行事委員長は、本会の主催する行事に関して実行委員を委嘱することができる。

学術賞等選考委員会規程

1. 学術賞等選考委員会は、本会の授与する賞および各種団体による学術賞等の受賞候補者の選考を行う。
2. 学術賞等選考委員会は、5名以上10名以内の委員よりなる。
3. 学術賞等選考委員会の委員長は、会長があたる。ただし、次期会長が決定しているときは、次期会長があたる。
4. 学術賞等選考委員会の委員は委員長によって正会員・シニア会員の中から指名される。その任期は1年以内とする。
5. 学術賞等選考委員会は、上記受賞候補者を選定し評議員会に推薦し、評議員会は上記受賞対象者を決定する。

渉外委員会規程

1. 渉外委員会は国内および国外の関連する学会、および機関等との交流を深める目的とする。
2. 渉外委員会は、約5名の渉外委員よりなる。
3. 渉外委員長は、渉外担当幹事があたる。渉外委員長の任期は2年とする。ただし、その任期が4年を超えない範囲において重任することができる。
4. 渉外委員は、渉外委員長によって正会員のなかから指名される。

5. 渉外委員会は、評議員会の決定した基本方針に基づいて国内および国外関連学会との情報の交換,学術交流に関する渉外関連事項を審議し,処理する。

広報委員会規程

1. 広報委員会は、学会の広報活動を目的とする。
2. 広報委員会は、数名の広報委員よりなる。
3. 広報委員長は、広報担当幹事があたる。広報委員長の任期は2年とする。ただし、その任期が4年を超えない範囲において重任することができる。
4. 広報委員は、広報委員長によって正会員のなかから指名される。
5. 広報委員会は、評議員会の決定した基本方針に基づいて、国内および国外に対する広報関連事項を審議し、処理する。